

浦幌町債権管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町の債権 金銭の給付を目的とする町の権利をいう。
- (2) 公債権 町の債権のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第4号に規定する地方税に係る債権(以下「町税」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、町税及び法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 町の債権のうち、公債権以外の債権をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 町の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則等(以下「他の法令等」という。)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(町長の責務)

第4条 町長は、法令又は条例若しくは規則の定めに従い、町の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 町長は、町の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備するものとする。

(相互利用)

第6条 町の債権を滞納する者に関し、重複して他の町の債権を滞納している場合においては、その滞納者に係る事務相互に町の債権に係る情報を利用することができる。

(督促)

第7条 町長は、町の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第8条 町長は、強制徴収公債権の督促を受けた者が督促状に指定した期限までに町の債権及び延滞金を完納しない場合は、法令の定めるところにより、滞納処分又は徴収猶予、換価猶予若しくは滞納処分の停止を行わなければならない。

(強制執行等)

第9条 町長は、非強制徴収公債権及び私債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第14条の措置をとる場合又は第15条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 担保されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
 - (2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
 - (3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。
- （延滞金）

第10条 町長は、第7条の規定により督促を受けた者が指定された期限までに納付すべき金額を納付しないときは、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額に地方税法附則第3条の2第1項で定められた割合を乗じて得た金額を延滞金として徴収する。ただし、延滞金の徴収について他の法令等に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
 - 3 第1項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
 - 4 第1項の規定による延滞金の確定額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満である時は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
 - 5 町長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、延滞金を免除することができる。
- （遅延損害金）

第11条 町長は、債務者が私債権を納入しないときは、第7条の規定により督促を受けた者が指定された期限までに納付すべき金額を納付しないときは、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額に民法第404条で定められた割合を乗じて得た金額を遅延損害金として徴収する。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
 - 3 第1項の規定により遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
 - 4 第1項の規定による遅延損害金の確定額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満である時は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
 - 5 町長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、遅延損害金を免除することができる。
- （履行期限の繰上げ）

第12条 町長は、町の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第15条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第13条 町長は、町の債権について、債務者が強制執行又は倒産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により町が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、町長は、町の債権を確保するため必要があると認めるときは、債

務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第14条 町長は、非強制徴収公債権及び私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- （1） 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- （2） 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき、その他これに類するとき。
- （3） 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約）

第15条 町長は、非強制徴収公債権及び私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- （1） 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - （2） 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - （3） 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - （4） 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - （5） 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 町長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（放棄）

第16条 町長は、非強制徴収公債権及び私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- （1） 当該債権（時効の援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- （2） 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
- （3） 債務者が死亡し、その債権について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける債権及び本町以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

- (4) 第9条に規定する強制執行等の手続又は第13条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済の見込みがないと認められるとき。
- (5) 第14条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
- 2 町長は、前項第5号の規定にかかわらず、第14条に規定する措置をとった場合において、その債権が限定承認に係るものであるとき、その他その債権を徴収することができないことが明らかであるときは、その債権を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。
- 3 町長は、前2項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。
(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第10条の規定は、この条例の施行日以後に発生する町の公債権について適用する。
(浦幌町税外諸収入金の徴収に関する条例の廃止)
- 3 浦幌町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和35年浦幌町条例第5号）は、廃止する。
(浦幌町税外諸収入金の徴収に関する条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 施行日前に納期限が到来した収入金に係る前項の規定による廃止前の浦幌町税外諸収入金の徴収に関する条例（次項及び附則第6項において「廃止前の条例」という。）の規定による延滞金の徴収については、なお従前の例による。
- 5 施行日前にした行為に対する廃止前の条例の規定による過料の適用については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に廃止前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
(浦幌町行政財産使用料条例の一部改正)
- 7 浦幌町行政財産使用料条例（平成15年浦幌町条例第9号）の一部を次のように改正する。
第7条を削り、第8条を第7条とする。
(浦幌町行政財産使用料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 施行日前までに納期限が到来する使用料に係る前項の規定による改正前の浦幌町行政財産使用料条例の規定による延滞金の徴収については、なお従前の例による。
(浦幌町道路占用料徴収条例の一部改正)
- 9 浦幌町道路占用料徴収条例（平成15年浦幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。
第4条を削り、第5条を第4条とする。
(浦幌町道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 10 施行日前までに納期限が到来する使用料に係る前項の規定による改正前の浦幌町道路占用料徴収条例の規定による延滞金の徴収については、なお従前の例による。

(浦幌町下水道条例の一部改正)

- 11 浦幌町下水道条例（昭和63年浦幌町条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第28条」に、「第30条」を「第29条」に、「第32条」を「第31条」に、「第33条」を「第32条」に改める。

第29条を削る。

第6章中第30条を第29条とし、第31条を第30条とし、第32条を第31条とする。

第7章中第33条を第32条とする。

(浦幌町下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 施行日前までに納期限が到来する使用料又は占用料に係る前項の規定による改正前の浦幌町下水道条例第29条の規定により準用することとされている附則第3項による廃止前の浦幌町税外諸収入金の徴収に関する条例の規定による延滞金の徴収については、なお従前の例による。

(浦幌町個別排水処理施設管理条例の一部改正)

- 13 浦幌町個別排水処理施設管理条例（平成8年浦幌町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

(浦幌町個別排水処理施設管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 施行日前までに納期限が到来する使用料に係る前項の規定による改正前の浦幌町個別排水処理施設管理条例の第11条の規定により準用することとされている附則第3項による廃止前の浦幌町税外諸収入金の徴収に関する条例の規定による延滞金の徴収については、なお従前の例による。